

第6回糸島市総合計画審議会 全体会

日時：令和2年2月6日（木）

午後3時00分～

場所：第1委員会室

（出席委員）

古川委員、内野委員、藤原委員、木下委員、吉川委員、小金丸委員、加藤委員、柚木委員、高野委員、三谷委員、辰巳委員、森松委員、鶴原委員、中尾委員、豊田委員、佐藤委員、邊委員、山崎委員

（欠席委員）

藤委員、坂井委員、小川委員、那須委員、浜地委員、

1. 開 会

事務局：

ただ今から、第6回糸島市総合計画審議会を開催する。審議会規則にのっとり、高野会長に議長をお願いする。

会長：

昨年11月の第5回の審議会でご意見をいただき、パブリックコメントを経て、今回、基本構想の案が固まってきた。

本日は、最終の確認をさせていただき、次につなげていきたいと思っている。

本日もどうぞよろしく願います。

事務局：

本日ご連絡いただいている欠席の委員は、藤委員、小川委員、那須委員、浜地委員の4名。佐藤委員、坂井委員は、遅れてこられると思う。現在の出席者は17名で、委員総数23名の半数以上となり、本審議会の開催要件を満たしていることを報告いたします。

2. 第5回の審議結果（全体会）

- ・基本構想パブリックコメント（案）について

- ・将来人口の設定について

⇒令和12年度の目標人口を10万4000人に設定することで了承

- ・将来像（案）の選考について

⇒5つの案を審議会として選考

⇒5案から市長が「人とまちの魅力が輝く 豊かさ実感都市 いとしま」に決定

会長：

前回の審議結果の中身の説明をしていただいた。この点については確認であるため、特に異議がなければ先に進めさせていただく。

3. 基本構想の中間答申（案）について（協議）

・パブリックコメントの意見等とその対応 資料①

（事務局より資料に基づき報告）

会長：

駅のバリアフリー化についてたくさんのご意見をいただいた。また、様々な観点からのご意見をいただき、それについての対応ということで事務局にご説明をいただいた。

特にお気づきの点があれば、ご意見をいただきたい。

中尾委員：

パブリックコメントの意見の4番目の後半部分「子どものいる場所、親のいる場所についても、検討していくべきではないでしょうか」に対する対応については納得している。その中で、コメントされた方の趣旨とは違うかもしれないが、子どものいる場所、親のいる場所といった環境づくりが結果的に働きやすい環境につながるとおっしゃっていると思う。

改めて、働き方改革や働きやすい環境づくりというのが、この基本構想の中のどこに盛り込まれているか探したが、見つけることができなかった。一般的には、基本構想の産業の部門、雇用や労働といった項目の中に「働きやすい環境づくり」「働き方改革」といったことを書くことが多いと思うが、今回の基本構想には、その項目は特に作っていないと。基本目標1政策(1)「子育て・親育ちの支援の充実」の政策の方向性の4つ目「保育士・幼稚園教諭・保育教諭などのワークライフバランスなど、働きやすい環境づくりに努めます。」という項目が今回消えているのは、ワークライフバランスとは、保育士・幼稚園教諭・保育教諭などだけでなく市民全体で考えていかなければならないものであるという意味でこの項目から削除したと捉えている。「市民全体でワークライフバランスなど働きやすい環境づくりに努めます」というのを、今後の10年間目指していくということで記載してはどうか、私から提案させていただきたい。

会長：

働き方の改革については大変大きな問題であり、それを構想の中にどう位置付けていくのかというときに、今の中尾委員のご提案では、基本目標1「未来社会で輝く子供を育むまちづくり」で、子育ての専門職の部分に特化した記述はあるが、それを少し広げてみてはどうかというお話であった。これについていかがか。

事務局：

基本目標1は子育て支援の分野であるため、この分野に記載するよりも、34ページ基本目標5の「まちづくりで大切にすること」の中段に「賃金労働条件の改善～」などを記載している部分があり、市としても「働き方改革」はとても重要な部分であると考えているため、ここに「働き方

改革」などの文言を追加することを検討させていただく。

中尾委員：

その方向でぜひお願いしたい。

会長：

では、具体的な文言については事務局で検討いただく。趣旨としては今ご説明をいただいた形で追記していただくようお願いする。

他はいかがか。

他にご意見等無ければ、パブリックコメントへの対応は今ご説明いただいたことを確認したということを進めさせていただく。

具体的なパブリックコメントへの回答は、どういう形で行われるのか。

事務局：

本日の審議会で、このパブリックコメント案の対応をご審議・ご了承いただいたので、今後、市ホームページで、対応結果は公表させていただく。

会長：

続いて事務局から各部等で確認いただいた内容についてご説明をお願いします。

- ・各部等の最終確認とその対応 資料②
 - ・基本構想（案）中間答申 資料③
- （事務局より資料に基づき報告）

会長：

基本構想案の中間答申について、審議会での検討を踏まえて、案となったものを、行政の視点から確認いただき、言葉等の整理を行っていただいた。

何かお気づきの点があれば、或いはご意見があればいただきたい。

保健福祉分野について、いろいろな修正をいただいているが、いかがか。

森松委員：

基本目標4政策（2）「健康・医療の充実」のワンランク上の姿において、「市民が主体的に行動する」という文言に変更されている。もちろん健康づくりというのは主体的に行動することが一番だが、健康格差社会と言われており、社会経済的な環境のことなど本人の自己責任や主体性だけでは解決できない問題がクローズアップされている。ワンランク上の姿としては、健康無関心層も、そこの街に住むだけで健康になるような環境づくりが大事だと言われている。今の文章では、健康づくりは自己責任だという印象を感じ取りやすい。市民が自らの健康に関心を持ち、主体的な取り組みを広げ、健康を支えあうことで健康寿命を延ばすというように、主体的に意識を高くして健康づくりをする人はもちろん、そうじゃない人も健康になれるというのがワンランク

上の姿になるのではないか。表現を加えていただきたい。

会長：

主体的に行動するという事は、10年後にはぜひ実現していきたいということではあるが、そこに至る過程を考えれば、自己責任論等に陥らないで、お互い支え合うという視点を、考えていく必要があるのではないかというご意見であったが、いかがか。

事務局：

今いただいた、主体的な取り組みを広げていくというところで目標とするべき姿を変えていく必要があると考えている。ご意見の通り、委員の皆さんがよろしければ修正させていただきたい。

会長：

承知した。

三谷委員：

「互助」について、現状では、「自助」「共助」「公助」の3つでいいと思うが、ここは10年後のまちづくりに関する基本構想を検討している場である。将来的には少子高齢化が進み、人口が少なくなっていく環境になると必ず防災の分野では「互助」の概念が入ってくると考えている。そういうことを見据えて、「互助」という言葉をあえて加えていた。

今後10年間を見据えたとしても、現在の「自助」「共助」「公助」の3つだけでいいということであれば、総合計画基本構想が軽くなると思う。他の市町村の基本構想とほぼ同じ目標・ゴールになるのではないかという意識があり、意図的に入れた。まちづくり基本条例で規定していないから入れることができないと言われれば、市にお任せするが、長期総合計画基本構想というのは、これから10年間変更しないもの。こういう概念が途中で入ったときに、糸島市の総合計画では抜け落ちた概念になるのではと考え、あえてこの言葉を入れている。あとの判断は市の方にお任せする。

会長：

将来的に必要な概念であるということで、分科会等で検討を重ねてきた。そのことを受けて、「互助」という言葉を加えている。現在の整合性から言えば、「互助」という概念を新たに市民の皆さんに理解していただく手続き・準備等は、ご苦労があるかもしれないが、そのあたりについて、事務局からご説明いただきたい。

事務局：

今、三谷委員が言われた部分については市内でもいろいろ議論があった中で今回説明させていただいた。現段階としては「自助」「共助」で「互助」が入ってない。

ただ、10年先どうなのかという中で特に、自然災害の対策・対応という部分においては互いに助け合うという精神はとても大事になってくると思っている。この審議会でご議論いただいているのでこの部分はもう一度中間答申において、行政の方に投げかけるという意味もある。委員の皆

さんがよろしければ、この部分に「互助」を加えて中間答申を出していただければと思っている。それを市で受けとめさせてもらい、事務局としてもその意図は十分に市長側に伝えさせていただきたい。

会長：

分科会においても10年後のどうなっているかという議論の中で、「互助」という文言の持っている意味合いについても議論してきた。事務局から説明があったように、中間答申案としては、「互助」を加えさせていただき、また来年度以降の検討の中で、考えていくということで、引き継がせていただきたい。

その他、お気づきの点があればどうぞ。

藤原委員：

基本目標4政策(3)「高齢者福祉・障がい者福祉の推進」を協議したときに一番重要としたところが、高齢者や障がい者だけでなく、多様な支援を必要とする人たちという部分だった。高齢者と障がい者の2つをまとめて包括的と言ったわけではない。

高齢者や障がい者だけではなく、多様な支援を必要とした人たちに対して、福祉サービスなどの支援を行うという意味で、政策(3)の文言を「包括的な福祉サービスの推進」と決めた。例えば、鬱病や引きこもり、LGBTなど、介護されるだけでなく、世話をする人たちへの福祉だとか、多様なニーズに対応する必要があると考えている。市民の方は、やはり医療とか介護とかをサービスとして、概念的に考えられない方も多いと思うので、例えば、この福祉サービスというところに注釈をつけるなど考えてもいいのかなと思う。この政策(3)を「高齢者福祉・障がい者福祉の推進」とすると、それ以外の支援を必要とする人たちの重要性が落ちてしまう。多様な支援を必要とする人たちをターゲットと考えているので、そういったことを踏まえた文言にした方がいいのではないかな。

加藤委員：

全世代全対象型の福祉とは、障がい者や高齢者など支えられる側の一方的な位置づけではなく、障害があっても高齢者を支えることができるし、高齢者も障がい者を支えることもできる。多様な配慮すべき方たちが支えあうという方向性で位置づけていた。文言のわかりづらさはあるかもしれないが、高齢者福祉・障がい者福祉と続ければ、高齢者福祉の担当者、障がい者福祉の担当者がこれまでどおりの縦割りの施策をつくってくるのではないかな。市役所も縦割りでなく、組織横断的にお互いに知恵を出し合って豊かな糸島の福祉のようなものを盛り込んでいただきたい。

三谷委員：

基本目標4の《まちづくりで大切にすること》冒頭が「すべての市民が」に書き直されている。当初の「子どもから高齢者までの多様な市民が」としたのは、概念を言いたかった。「すべての市民」とすると非常に言葉づらが軽くなった。全員とすると受け止め方が違う。《まちづくりで大切にすること》で「すべての市民」とするなら、政策(3)では「多様な」という文言を使った政策にした方がいい。

会長：

今回出てきた意見を踏まえて、高齢者福祉・障がい者福祉というふうに限定せずに、もう少し広い趣旨を加えた形で政策の記述を検討するという事は、今の時点なのか、あるいは、来年度施策を検討していく中でさかのぼってまた検討していくことになるのか、今後の進め方も含めて事務局から回答をいただきたい。

事務局：

今回修正した考え方として、政策（１）にまずは「包括的な地域福祉の推進」という「あらゆる人たちが地域社会に関心を持ち～」という形で、一番初めに示させていただいた。委員の皆さんが言われたところを初めに持つてくることによって、あとの（２）（３）の部分については、今回お示しした形を取らせていただいた。皆さんが引っ掛かっている部分は、政策（３）「高齢者福祉・障がい者福祉の推進」という題目がどうなのかという部分だと思う。「ワンランク上の姿」や政策の方向性において、「高齢者や障がい者『などの』」という形で表現はさせていただいたが、委員の皆さんから、この表現では足りないということであれば、「まちづくりで大切にすること」という部分も含めて修正を加えたいと考えている。

もう１点、前回の審議会において、児童福祉に関しては、基本目標１で対応するとご協議いただいた。基本目標４において包括的・すべての多様な人としてしまうと、整合性がとれないのではないかと懸念があり、適切かどうか分からないがよりわかりやすくということも含めて「高齢者や障がい者」と表現させていただいた。

会長：

委員の皆さんのご意見を伺うと、「高齢者福祉・障がい者福祉」とすると対象に限定がかかってしまう。確かに子どもの福祉は基本目標４には含まれないという意味では限定がかかるのだが、これまでの審議会や分科会での流れから考えると、「高齢者福祉・障がい者福祉」という表現では縦割り或いは限定的でかつ強く伝わりすぎてしまう。ここの表現はもう少し検討していく必要があるのではないかということだと思う。

では、どのような表現がいいか、今ここで決めるのが難しいということであれば、今回の意見はきちんと残し、来年度基本計画を審議する中で趣旨を含めて改めて検討する方法と、今ご意見があれば、委員の皆さんから、少し言葉をいただきながら、修正していくという方法が考えられるが、いかがか。

藤原委員：

ワンランク上の姿で、事務局は「高齢者や障がい者などの支援」と「など」という文言で高齢者や障がい者だけでないということが読み取れるという話だったが、前回までの案では、「高齢者や障がい者だけでなく、多様な支援を必要とする人たち」として、「など」というよりももう少し幅を広げることにフォーカスしていきたいと考え、あえて「高齢者や障がい者だけでなく、多様な支援を必要とする人たちが、個性が尊重され～」という風に表現した。

やはり「など」だけでは、その表現が伝わらないと思う。もう少し幅を広げて考え、前回までの「ワンランク上の姿」の文言がいいのではないか。

また、政策（３）「高齢者福祉・障がい者福祉の推進」という文言をどうするかだが、「包括的な福祉サービスの推進」が難しいのであれば、「多様な支援を必要とする人たちへの福祉」などもう少しわかりやすくする必要があると思う。

事務局：

政策（３）「高齢者福祉・障がい者福祉の推進」を修正するのか、政策（１）「包括的な地域福祉の推進」に多様な支援を必要とする人たちへの支援を加えるのか、ご意見を伺いたかった。

行政としては、子ども、高齢者、障がい者といった表現の方が、市民にとってわかりやすいのではないかと考え、整理させていただいた。

しかし、ただいまいただいたご意見が本当の委員会の声、市民の声だと考えている。また、今回は審議会からの中間答申であるため、修正させていただく。この中間答申を踏まえて、庁内で改めて検討させていただく。

会長：

元に戻していただくということか。

事務局：

「包括的な・多様な」など表現を追加する。

辰巳委員：

基本目標４政策（２）「健康・医療の充実」のワンランク上の姿に、「公助」の色合いを出す必要があると思う。主体的に行動し支えあうだけでなく、「公助」が分かる表現があった方がいいので検討いただきたい。

会長：

事務局はいかがか。

事務局：

「公助」の意味合いについても付け加えさせていただく。

会長：

これまでの議論を踏まえて、ご意見いただいたものを反映し、事務局は中間答申を整理していただきたい。

整理するということを踏まえて、委員の皆さんには、中間答申案を認めていただけるということによろしいか。

委員全員：

異議なし

- ・中間答申書（案） 資料④
（事務局より資料に基づき報告）

事務局：

本日頂いたご意見については、会長と協議して修正等を行う。中間答申の基本構想案の文言等修正部分については、会長に一任いただきたい。

また、来年度以降基本計画を検討していく中で、やはり修正した方がいいというところがあれば、その時点で、修正を検討していくということで進めさせていただければと思う。

4. その他

事務局：

来年度の大まかなスケジュール等については、

- ・4～10月にかけて5回程度審議会開催予定。
- ・特に4～8月にかけて前期基本計画部分を集中的に審議し、パブリックコメント案をまとめていただく。
- ・9月にパブリックコメント実施、10月に最終的な審議会を開催し、基本構想部分も含めた第2次糸島市長期総合計画の答申をまとめていただく。
- ・答申結果を10月に受け、12月議会上程を予定している。
- ・審議会の任期は、令和3年3月末まで委嘱させていただいている。来年度もこのメンバーで審議していきたい。引き続きご協力をお願いしたい。
- ・来年度審議会に参加できない場合は、4月に入って継続の依頼を改めてお送りさせていただくので、その際に、ご回答いただきたい。

会長：

最後に皆さんにお礼を申し上げたい。

6月の初回の審議会の際に、審議会委員の皆さんと共有できる理念、またそれを市民の皆さんと共有していくことが必要ではないかとあいさつさせていただいた。

ワンランク上の姿についても、これまでいろいろ議論があった。皆さんとここで暮らしていくことができる街をどうやって作っていくのかということが大変重厚な議論を積み重ねていくことができたと思う。その結果、この中間答申案がまとまった。

10年後、次期総合計画を策定するときに、第2次長期総合計画はよく将来を見通していたと評価をもらえるのではないかと考えている。

これから、新型肺炎ではないが、思いも寄らないことがたくさん起こるのだろうと思う。そうした状況も視野に入れつつ、今後10年が糸島の飛躍の10年になることに少しでもつながるような、第2次長期総合計画につなげていきたいと思っている。ぜひ、引き続きご協力いただきたい。

5. 閉 会

副会長：閉会の挨拶